

アウェアからのコメント

(「デートDV防止全国ネットワーク」のコメントとして書いたものと重なるところもあります。)

○「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」に対して

第5次計画をほんとうに実効あるものにするために、まず第4次計画のうち何が進み、何ができなかったかをしっかり検証してください。

202030 が達成できず、ジェンダー・ギャップ指数が 153 か国中 121 位とは、男女共同参画を着実に進めてこれなかった結果であると謙虚に受け止め、今後の数値目標をはっきり打ち出し、女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制や社会保障制度の見直しのための具体策を提示してください。

女性の雇用の非正規化が進んだため、益々拡大してしまった男女間の賃金格差の解消への具体策はなにか、性別役割意識をなくしていくためにいったい何をするのか、防止措置義務だけではなくならない女性に対するセクハラ防止はどうするのかなど、他、先進諸国と比べると遅れていると言わざるをえないDV加害者対策などについても、20年もの間「調査・研究する」から一歩も出なかったことから脱却し、おもいきった施策を立てて実行してください。

なお、内閣府は各省より一段高い立場から、国政上の重要な政策について企画立案・総合調整等を行うところのはずです。建前だけではないことを望みます。

○第5次計画では、SDG5の「ジェンダー平等」とその他すべての目標を達成するための手段として「ジェンダー主流化」が掲げられています。ジェンダー主流化をどのように実現するのか、もっと具体的に示してください。また国連の「女性差別撤廃条約」を批准している以上、批准国としての責務を果たしてください。長年国連から繰り返されている勧告に向き合い、取り組む姿勢を明確に見せてください。

II 安全・安心な暮らしの実現

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(2) 具体的な取り組み

ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止

○企業に対する措置義務だけではセクハラはなくなりません。

女性への暴力が家の中でおきればDV、職場などでおきればセクハラになります。

セクハラ加害者はなんの更生も義務付けられず、野に放たれています。

変わらない加害者はまた同じことを繰り返します。DV加害者と同じです。

どちらにも底流するものは女性差別です。

男性がリードする役割で、女性がそれに従い男性のニーズを満たすという固定的な性別役割意識が、男性の意識の中に、女性を性的に貶めることが悪いことではないという意識をもたらしセクハラに及びます。社会的に認められるようなことをしたり、地位の高い立場にいる男性でもセクハラをする所以です。

セクシュアル・マイノリティの間でも、役割意識が不均等な関係を生み出し、DV、デートDV、セクハラ、性暴力などが起こります。

これらをなくすには「差別禁止法」が必要です。違反者は取り締まり、罰則と更生義務を科す仕組みを求めます。

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○DV防止法が作られてから20年近く経っても、いまだに情報が被害者に向けたものに偏っているのは大きな問題です。「配偶者への暴力」と記すべきところに「配偶者からの暴力」という言葉がほぼ使われています。これでは「被害者へのメッセージ」になってしまっています。「配偶者から暴力を受けるのは被害者の問題であり、あなたが解決しなければならないんですよ」と言っているようなものです。

DVは加害者の問題であり責任です。DVを「(配偶者など)親密な人への暴力」と定義し直し、加害者に向けたメッセージにしていく必要があります。

6頁－(5)国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

1つ目の○ 配偶者からの暴力→配偶者への暴力、
決して許される行為ではない→決して許されない差別行為である
(DVは女性への人権侵害であり、差別です。)

○女性に対するあらゆる暴力の根絶のためには、さまざまな対策を講じなければなりません。その中で、子どもたちに向けて予防と防止のための教育を進めることこそ抜本的対策であり、最短で効果を出す方法であると言っても過言ではありません。

「デートDV予防・防止教育」とは、すべての子どもがデートDV(将来のDV)の加害者にも被害者にもならないよう未然防止をするための教育です。

子どもたちは、幼いころから性役割のステレオタイプを無自覚に学び、DVにつながる態度や考え方を身につけます。子どもたちには、交際する相手との対等・平等な関係について学ぶジェンダー平等教育としての「デートDV防止教育」が必要です。

デートDV防止教育は若者に生きる希望と力を与えることができる教育です。

教育効果として、デートDVをしない・されない、されても早めに気づける、何かあった

ら相談していいと知る、友だちのデートDVに気づける、友だちから相談を受けたとき適切な対応ができる、傍観者にならない、暴力はどんな理由でもダメと理解する、いじめについても理解する、性的自己決定について理解する、世の中に存在するジェンダー不平等と社会構造を知る、人々や自分の中にあるアンコンシャス・バイアス(2頁8行目)(無意識の「偏見」であって「思い込み」ではない)と、その背景にある女性差別に気づける、対等で平等な親密な関係とはどのような関係なのか知る、人も自分も大切にすることを知る、身近で起きていることがDVや虐待であることに気づける、将来子どもを虐待する親にならない、などさまざまなことが期待できます。

その効果は、年齢や成長に応じておとなになるまで何度も学ぶことでしか得られません。

デートDV予防・防止教育が義務教育に加えられるよう、DV防止法には「防止教育をする」という文言と具体策を盛り込み、その実現に向けて内閣府は、特に文科省に対して連携して行動をおこすよう強く働きかけてください。省庁の枠を超えて総合調整を行うことが業務である内閣府が要となってその役割を果たしてください。その際、民間の力をおおいに活用してください。

○ジェンダー平等教育を重要な施策として検討し実現してください。

台湾はアジア諸国の中で、ジェンダー平等を進めるのに成功しています。「ジェンダー平等教育法」を作り、その17条では、教育機関は生徒がその能力を活かすことを促す課程を導入し活動をするものとし、教育機関が生徒に対しその性別によって異なる扱いをすることは許されないと規定しています。

小中学校は、毎学期、ジェンダー平等教育に関係する課程と活動を少なくとも4時間実施することに加えて、性暴力予防に関して、生徒たちは全ての学年で、毎年4時間かそれ以上の講座を受けなければならないことになっています。高校などでは最初の3年間に、ジェンダー平等教育をその課程に組み込まなければならないとされています。台湾に学んでください。

○DVの被害者支援対策に意識の変革を

1) 加害者を逮捕し、更生義務を科す法律を

2) なぜ、被害者が家を出なければならないのか？

被害者が家を出る、離れなければならないのは本末転倒

3) 別れない被害者が7割、その半分が別れたいと思ったが別れなかった

その理由、多くの別離親が養育費を払わない。そんなことは許さずしっかり対策を。

女性の経済的不安、女性の貧困化が進む中、当然の不安

4) 家を出るべきは加害者、隔離、更生、戻して監視することが必須

5) 虐待のうらにDVを、DVのうらに虐待を疑うべし

DV、虐待の関係者(司法関係者も含めて)の研修機会拡大ではなく、研修を毎年一定時間数(例:米国、加州は16h)受けることを義務にすべき。受けなければDVに関わる業務・活動はできないというルールを作るべき。

- 6) 保護命令は心理的・感情的DVにも適用を。今はこういったDVが増加傾向で被害も甚大。
- 7) 同棲していないデートDVの被害者もDV防止法の接近禁止命令が申請できるように。例:台湾では16歳から19歳でも申請可とのこと。米国、加州では12歳でも。

DVは社会が生み出している問題です。女性差別の社会構造がもたらす、すべての人々に影響を与える害悪です。加害者に「それはDVです」、「暴力は許しません」という突きつけを被害者だけにさせないで、社会からもしなければなりません。被害者支援のために、児童虐待をなくすために、加害者を放置せず、罰と更生支援の仕組みを作ってください。全国各地にDV加害者プログラムを！

書き忘れていたことがたくさんありそうですが、このへんでやめておきます。皆さん、以上です。ここまで読んでくださってありがとうございます。

oooooooooooooooooooooooooooo

アウェア aware

- ・DV 加害者プログラム
- ・DV 被害女性プログラム
- ・デート DV 防止プログラム

Tel:03-6272-8770

Fax:03-6272-8771

info@aware-jp.com(新メールアドレス)

<https://aware-jp.com>

oooooooooooooooooooooooooooo